

熊本市税条例の一部改正について

熊本市税条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条の 6 の 2 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 28 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代

えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第29条の2の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「の徴収について」を削り、「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第31条中「当該」を「、当該」に、「市民税及び県民税」を「市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額」に、「によって」を「により」に改める。

第32条の3第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には、」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「当該給与所得者から」を「当該給与所得者から」に、「、特別徴収」を「、当該特別徴収」に、「当該特別徴収」を「特別徴収」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「)以下」を「以下」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「、当該年度」を「当該年度」に、「その事由がその年の」を「当該納税義務者が」に、「発生した場合には、当該納税義務者」を「給与の支払を受けないこととなった場合には、その者」に、「の当該」を「で当該」に、「なされない」を「されない」に改める。

第32条の5中「その」を「、その」に改め、「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第32条の6第1項中「によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって」を「により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により」に、「その特別徴収の方法によって」を「特別徴収の方法により」に、「においては、それぞれ」を「にはそれぞれ」に、「においては直ちに普通徴収の方法によって」を「には直ちに、普通徴収の方法により」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に改め、「特別徴収義務者から」の次に「市に」を加え、「法第17条の2の規定によって」を「、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当す

る」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第32条の6の2の見出し中「に係る所得」を削り、同条第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては、当該」を「には、当該」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第32条の6の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第32条の6の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第32条の7第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第5項中「、当該税額に」を削り、「応じ、」の次に「当該税額に」を加え、「延滞金額」を「延滞金」に改め、「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第32条の9第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第64条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第80条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加え、同条第3項中「者は」を「ものは」に改め、同条第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

第83条第1項中「第34条の2の5様式」を「第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式」に改める。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改め、「(前年の第25条の2第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がない

ものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)」を削り、同条第2項中「、肉用牛」を「肉用牛」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項中「附則第64条」を「附則第15条の9の3第1項」に、「0」を「 $\frac{1}{3}$ 」に改める。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、
3月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第15条の3を削る。

附則第15条の3の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の3とする。

附則第15条の7第3項を削る。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第21条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則に次の1条を加える。

(地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除)

第25条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日から令和7年3月31日までに、同法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画(令和5年4月1日以後に同法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けたものに限る。)に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設(同法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のうち、同令第1条各号のいずれにも該当するものための施設に限

る。)を設置した同法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者には、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(当該同意の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税(新たにこれを課すべき年度から3年度分に限る。)を課さない。

- 2 前項の規定によって固定資産税の課税免除の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第27条の6の2、第29条の2、第31条、第32条の3、第32条の6、第32条の6の2及び第32条の6の6の改正規定並びに附則第15条の3の2の改正規定(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。)及び附則第16条の2の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(この条例による改正後の熊本市税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日

- (2) 第28条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の熊本市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第28条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき熊本市税条例第28条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用

し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例(附則第25条を除く。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第64条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の3及び第15条の7第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の3第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、新条例(附則第25条を除く。)の規定中都市計

画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第21条の規定の適用については、同条中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

（提出理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。